

**鶴岡市泉地区地域活動センター
(鶴岡市羽黒農村環境改善センター)**

鶴岡市羽黒庁舎地域づくり推進課

令和8年10月1日から、開館時間、休館日、料金体系が変わります。

開館時間

令和8年9月30日まで	10月1日から
午前9時から午後10時まで	午前9時から午後9時30分まで

休館日

令和8年9月30日まで	10月1日から
12月29日から翌年1月3日までの日	毎月の第3日曜日 12月29日から翌年1月3日までの日

基本使用料 1時間単位での使用にかかります。

区分	令和8年9月30日まで				10月1日から
	午前	午後	夜間	全日	1時間当たり
1階和室	1,500	1,700	2,900	5,100	480
2階和室(大)	1,700	1,900	3,300	5,800	540
2階和室(小)	1,500	1,700	2,900	5,100	480
調理室	900	1,000	1,700	2,800	280
農事研修室	1,700	1,900	3,300	5,800	540
中会議室1	1,500	1,700	2,900	5,100	480
中会議室2	1,500	1,700	2,900	5,100	480
2階中会議室	1,500	1,700	2,900	5,100	480
営農相談室	800	900	1,500	2,500	250
体育室	(1時間につき)500				560
備考	1 使用者が飲酒を伴って使用する場合の使用料は、基本使用料に当該基本使用料の5割に相当する額を加算した額とする。 2 使用者が営利又は宣伝を目的として使用する場合の使用料は、基本使用料に当該基本使用料の10割に相当する額を加算した額とする。 ※以上は、10月から手向地区ふるさとセンターにも適用。 3 使用時間には、準備及び原状に復するために要する時間を含む。				4 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数を1時間に切り上げる。

宿泊料 (羽黒農村環境改善センター)

区分	令和8年9月30日まで	10月1日から
高校生以下	260	270
その他	520	550

グラウンド照明設備使用料 (羽黒農村環境改善センター)

区分	令和8年9月30日まで	10月1日から
基本使用料(1時間まで)	3,200	4,160
追加使用(超過30分毎)	1,600	2,080
備考	1 基本使用料は、1時間未満の使用に係る額とし、追加使用料は、超過30分毎に追加する額とする。 2 照明灯を半分以下点灯する場合の使用料は、左記の金額の2分の1に相当する額とする。	1 基本使用料は1時間以下の使用に係る額とし、追加使用料は1時間を超過し、30分を経過する毎に追加する額とする。 2 半分以下の照明を使用する場合の基本使用料及び追加使用料は、それぞれ上記金額の2分の1の額とする。